ロ　イの指令を受けた旨を記録する機能
ハ　指令を行うべき情報処理システムを特定する機能
ニ　その特定した情報処理システムに対する指令を行うに当たり、当該情報処理システムが実行することができる内容及び形式に指令の付加及び変換を行い、最適な経路を選択する機能
四　不正アクセス防御ソフトウエア（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された次に掲げる通信プロトコルの区分に応じそれぞれ次に定める機能（以下この号において「不正アクセス防御機能」という。）を有するソフトウエアのうち、インターネットに対応するものをいう。）又は不正アクセス防御装置（不正アクセス防御機能を有するもののうち、インターネットに対応するものをいう。）のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたもの（前三号に掲げる減価償却資産のいずれかと同時に設置するものに限る。）
イ　通信路を設定するための通信プロトコル　ファイアウォール機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう。）
ロ　通信方法を定めるための通信プロトコル　システム侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、又は通過させる機能をいう。）
ハ　アプリケーションサービスを提供するための通信プロトコル　アプリケーション侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう。）

第五条の十一を次のように改める。

第五条の十一　削除

第五条の十二の見出しを「（公害防止用設備の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第四項に」及び「第四項第二号に」を「第三項に」に改め、「大気汚染防止法」の下に「（昭和四十三年法律第九十七号）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「更新設備（指定公害防止用設備でその事業の用に供しなくなつたものに代えて当該事業の用に供される指定公害防止用設備をいう。以下この項において同じ。）が原因物質の量、濃度及び汚染状態の指標に関し大気汚染防止法又は水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の規定に基づき定められた規制基準（第三号において「大気汚染防止法等の規制基準」という。）の適用を受ける施設に係る次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　更新設備から排出されるガス又は水中のダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類の濃度が同法の規定に基づき定められた規制基準に適合していること。
二　更新設備の原因物質の量、濃度及び汚染状態の指標に関する処理前の数値を処理後の数値で除して計算した割合（以下この号において「処理能力」という。）が当該事業の用に供しなくなつた指定公害防止用設備の処理能力を超えるものであること。
三　更新設備の原因物質の量、濃度及び汚染状態の指標に関する処理後の数値を大気汚染防止法等の規制基準に係る数値で除して計算した割合が百分の六十以下であること。

第五条の十二第四項を同条第三項とし、同条第五項中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げるいずれかの書類の写し（ダイオキシン類対策特別措置法第三十五条第一項の表の第一号、第二号若しくは第四号の上欄に規定する特定施設又は瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項に規定する特定施設にあつては、ダイオキシン類対策特別措置法第三十五条第一項に規定する法律又は瀬戸内海環境保全特別措置法の次のイからニまでに規定する規定の相当規定に基づく書類及びこれらの法律の当該相当規定により届出をしたこと又は許可若しくは認可をされたことが明らかとなる書類の写し）及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第八条に規定する報告書の写し
イ　ダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項の規定により届出をした書類及び同条第二項の規定による添付書類並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則第五条に規定する受理書
ロ　ダイオキシン類対策特別措置法第十三条第一項の規定により届出をした書類及び同条第三項において準用する同法第十二条第二項の規定による添付書類並びに当該届出をしたことが明らかとなる書類
ハ　ダイオキシン類対策特別措置法第十三条第二項の規定により届出をした書類及び同条第三項において準用する同法第十二条第二項の規定による添付書類並びに当該届出をしたことが明らかとなる書類
ニ　ダイオキシン類対策特別措置法第十四条第一項の規定により届出をした書類及び同条第二項において準用する同法第十二条第二項の規定による添付書類並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則第五条に規定する受理書
二　前項第二号及び第三号に掲げる要件を満たすものとして経済産業大臣の定めるところにより経済産業大臣が証明した書類

第五条の十二第五項を同条第四項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「第四項第二号ロ及びハ」を「第三項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第四項第二号ロ及びハ」を「第三項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第六項とする。

第五条の十三中「第五条の十一第二項」を「第五条の十一第三項」に改める。

第五条の十六中「第六条の二の二第二項」を「第六条の二第二項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の五第一項」に改める。

第五条の十七の見出しを「（特定地域における工業用機械等の特別償却）」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第六条の三第五項第二号ハに規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる業務（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十条に規定する方法により行うものに限る。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業とする。

一　商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
二　新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

第五条の十九の見出しを「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）」に改め、同条第二項中「第六条の六第六項」を「第六条の六第五項及び第六項」に改める。

第五条の二十第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第六条の七第一項第五号イからハまでに規定する財務省令で定める割合は、二分の一とする。

第六条の見出しを「（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項中「第十四条第二項第一号」を「第十四条第一項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第七条第四項」を「第七条第二項」に、「同項の賃貸住宅につき法第十四条第二項」を「同項の賃貸住宅につき法第十四条第一項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条の二を次のように改める。

第十一条の二　削除

第十一条の三第六項中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に改め、同条第七項中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に、「法第三十七条の十一の二第一項の規定の適用を受ける場合にはその旨」とあるのは「当該」を「項目別の金額」とあるのは「項目別の金額、当該」に改め、同条第十二項第四号中「第百十三条第一項」を「第百十三条第二項」に改め、「並びに」の下に「同条第一項に規定する」を加える。

第十七条の二第一項第八号を削り、同項第九号中「第三十四条の二第二項第七号の」を「第三十四条の二第二項第六号の」に改め、同号ロ中「第三十四条の二第二項第七号」を「第三十四条の二第二項第六号の」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第三十四条の二第二項第七号の」に改め、同号ロ中「第三十四条の二第二項第八号」を「第三十四条の二第二項第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「第三十四条の二第二項第九号の」を「第三十四条の二第二項第八号の」に改め、同号ロ中「第三十四条の二第二項第九号」を「第三十四条の二第二項第八号」に改め、「中心市街地の活性化に関する法律（」の下に「平成十年法律第九十二号。」を加え、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「第三十四条の二第二項第十号の」を「第三十四条の二第二項第九号の」に、「第三十四条の二第二項第十号に規定する景観整備機構である旨」を「第三十四条の二第二項第九号に規定する景観整備機構である旨」に改め、同号ロ中「第三十四条の二第二項第十号」を「第三十四条の二第二項第十一号の」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「第三十四条の二第二項第十一号の」を「第三十四条の二第二項第十二号の」に改め、同号ロ中「第